

## 平成28年度第1回我孫子市健康福祉総合計画推進協議会 会議概要

(1) 会議の名称	平成28年度第1回我孫子市健康福祉総合計画推進協議会							
(2) 開催日時	平成28年8月31日 午後2時から午後4時まで							
(3) 開催場所	議会棟 第1委員会室							
(4) 出席又は 欠席した委員 その他会議に 出席した者の 氏名  (傍聴人を 除く)  出：出席 欠：欠席	委 員（市職員以外）							
	欠	土井 紀弘	欠	小川 英郎	出	湯下 廣一	出	佐竹 礼子
	出	渡邊 慎	出	大内 隆太	出	大倉 恭子	出	内田 裕美
	出	牧 則子	出	辻岡 望美	出	丸山 尚史	出	吉武 民樹
	事務局その他市職員の出席者							
	健康福祉部							
	社会福祉課			齊藤次長、山田課長補佐、齊藤、高橋				
	高齢者支援課			海老原主幹、阿部課長補佐				
	障害福祉支援課			小笠原主幹、三澤課長補佐、小池課長補佐				
	健康づくり支援課			谷次課長補佐				
	国保年金課			丸山課長補佐				
	子ども部							
	子ども支援課			長谷川次長				
	保育課			小山主幹				
子ども相談課			三澤課長、岡本所長、遠藤副所長					
(5) 議題	(1) 副会長の選出について (2) 第5次健康福祉総合計画 平成27年度主要施策の実績及び 平成28年度主要事業について (3) 健康福祉部・子ども部の各計画の会議概要（重点事業や重要な 課題等）について (4) 第5次健康福祉総合計画 重点事業の取り組みについて 「生活困窮者自立支援事業の推進」について							
(6) 公開・非公開の別	公開							
(7) 傍聴人の数 (会議を公開 した場合)	傍聴人の数	0人						
(8) 会議の内容【概要】								

○社会福祉課長挨拶	
議題1 副会長の選出について	
発言者	内 容
会長	<p>それでは、副会長の選出を行いたいと思います。選出は要綱第5条により委員の互選により選出することになっております。</p> <p>どなたか立候補する方はいらっしゃいませんか。</p> <p>事務局で何か案はございますか。</p>
事務局	<p>これまで、社会福祉協議会長に副会長をお願いしてきた経緯もあり、事務局といたしましては、4月から社会福祉協議会長に就任しました湯下委員に引き続き、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ご異議がないようですので、副会長は湯下委員にお願いしたいと思います。</p>
議題2 第5次健康福祉総合計画 平成27年度主要施策の実績及び平成28年度主要事業について	
吉武会長	<p>では、まず議題2のうち、第5次健康福祉総合計画 平成27年度主要施策の実績について、各課の説明員より説明をお願いします。</p>
健康づくり支援課	<p>まず、調査票1、1ページでございます。これは子どもの、乳児に関係している事業でございます。安心して子どもを産み育てることの環境づくりということで、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談を充実させることで、子どもの健康や成長を見守り、安心できる子育て支援を行っている事業でございます。</p> <p>主要事業といたしましては、母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査等、以下、記載してございます。</p> <p>この事業に関しましては、育児不安の軽減や育児の孤立化を防ぐことは乳幼児虐待や産後鬱の防止につながり、健やかな母子関係を育成していくということで、引き続き健診の実施や育児に関する相談体制の充実を図ってまいります。</p> <p>続きまして、19ページをごらんください。19ページは健康寿命延伸に伴う健康づくりの推進でございます。</p> <p>健康づくりの推進は、私どもの「心も身体も健康プランと」という計画書に沿って計画を推進しているわけでございますが、そちらの中心的な課題となっているところでございます。これは成人を対象といたしまして、がん検診、口腔がん検診等の検診を行うものになっております。</p> <p>引き続き、身近な場所で健(検)診を受ける環境づくり、受診券の個別発送、それから未受診者への受診勧奨などにより受診率の向上を図りながら、健(検)診内容の充実を図ってまいります。</p>

健康づくり支援課	<p>50ページをごらんください。50ページは医療体制の推進でございます。小児救急医療整備事業、第二次救急医療整備事業、それから休日診療所の運営ということで事業が3点ございます。</p> <p>二次救急に関しては、各救急病院と協定を締結し、実施し、休日診療所に関しては医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して運営し、市民が必要なときに必要な医療を受けられる体制を維持してまいりました。</p> <p>休日診療所では、延べ3,309人が受診し、うち、受け付け対応に関する苦情が1件、医療処方ミスが1件あり、休日診療所利用者を適切に診療した割合が99.9%となっております。</p> <p>続きまして、51ページをごらんください。51ページは市民の健康づくりに関するさまざまな事業を記載してございます。健康フェア、手賀沼ふれあいウォーク、動画による健康教育等、記載してございます。こちらの事業に関しましては、これらの行事を行うことにより、効率的に行動変容を促すよう事業実施し、健康づくりに対する理解や意識の向上を図り、健康寿命の延伸に寄与するよう事業を推進してまいります。</p> <p>それから、次の最後の52ページでございますが、これは感染症の予防に関する事業でございます。幼児に対する予防接種事業、それから高齢者に対するインフルエンザ予防、それから肺炎球菌感染症予防の事業を行っております。</p> <p>感染症を予防するためには、幼児期から予防接種を適切に行うよう、十分な情報提供を行い、引き続き各種予防接種の接種率の向上を目指してまいります。引き続き該当児・者への通知及び広報掲載等により、予防接種への必要性を周知し、感染症の発症予防・重症化予防・集団感染の予防及び経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。</p>
高齢者支援課	<p>施策評価表の説明の前に、資料の訂正がありましたので、この場をおかりしまして、訂正のほうをお願いいたします。</p> <p>まず、資料の21ページ、下段の3、主な指標と評価の部分の集団健康教育への延べ参加者数、平成28年3月31日現在が「5,850人」として記載させていただいておりますけれども、実際には「6,892人」です。</p> <p>あわせて、23ページ、同じ3番の主な指標と評価なんですが、こちら再掲となっておりますので、同じく「6,892人」。</p> <p>最後に25ページですが、こちらも主な指標と評価のSOSネットワーク利用者の24時間以内の保護率、こちらが「92.9」となっており、こちらのほう、訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、高齢者支援課が所管する主な施策についてご説明をさせていただきます。</p> <p>最初に22ページ、高齢者の地域交流や閉じこもりがちな高齢者を地域で支援するきらめきデイサービス事業は、平成27年度、新たに2カ所を開設され、平成26年度の9,814人から7,612人増の延べ1万7,426人の参加がありました。これは市内でも高齢化率の高い新木野地区で新規に開設できたことが主な要因となっております。</p> <p>また、シルバー人材センターへの支援として、介護保険制度における基準を緩和した訪問介護、ヘルパー資格のない方でもサービスを提供できる部屋の掃除ですとか買い物の支援とかを行える担い手として、シルバー人材センターの会員に対し研修会を実施し、57名の参加がありました。新たな業種としてシルバー人材センターの会員増にもつながると考えております。</p>

<p>高齢者支援課</p>	<p>続いて24ページをお開きください。生活支援を必要とする高齢者に対し、配食サービス、緊急通報システムの貸与、移送サービスチケットの交付などを実施しました。配食サービスは食事をつくるのが困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた夕食を届け、同時に安否の確認を行う事業です。平成27年度延べ利用者は2,632人、延べ食数4万6,297食となっております。緊急通報システムは、押しボタン1つで消防署に通報ができる機器の貸与を行っている事業です。平成27年度は207件の通報があり、そのうち70件の緊急搬送につながっております。移送サービスは介護認定が3以上の方を対象に、医療機関や福祉サービス施設などへの通院や通所をする際に、タクシー等を利用した場合の乗車料金の一部助成を行っている事業です。平成27年度は378人の方に交付を行いました。</p> <p>続いて、26ページをお開きください。定員100人の特別養護老人ホームの整備は、平成27年度に整備事業者を決定し、千葉県から事業承認を受けております。整備場所は我孫子市青山416番地1。現在、聖仁会病院があるところの隣地という形になります。整備を行う法人は、聖仁会病院を母体としました社会福祉法人阜仁会が決定しております。現在、開発等の準備を進めながら、この秋にも着工するめどで事業は進んでおります。</p>
<p>障害福祉支援課</p>	<p>まず資料1の30ページをお開きください。調査票ナンバー26番になります。施設サービスの再構築です。</p> <p>平成27年度につきましては、NPO法人ハートネットあびこに対しまして、指定障害福祉サービス移行促進整備事業補助金を補助金として実施しております。金額のほうは12,975,000円でございます。</p> <p>そうしまして、ハートネットあびこでそれまで地域活動支援センター、ウイングとして湖北台で活動していたんですが、こちらの補助金を利用して、今年度4月から就労継続支援B型という体系に移行しまして運営をされております。場所としましては、湖北駅北口のロータリーから国道356に出た信号のところ、おしゃれなカフェがありますので、皆様、ぜひお立ち寄りいただければと思います。</p> <p>そして、この事業に関しまして、平成28年度につきましては、NPO法人いずみ、我孫子市泉で現在、地域活動支援センターすまいるとして運営しているんですが、こちらに28年度補助金を交付する予定となっております。補助金の金額としましては、2,625万円になります。この補助金を活用いたしまして、今後、場所を少し移転しまして、東我孫子駅の近くの我孫子市の下ケ戸のほうに、先ほどと同じく就労継続支援B型の事業所として運営をする予定となっております。</p> <p>続きまして、33ページをごらんください。調査票ナンバー27番になります。障害のある方の住まいの充実ということで、平成27年度につきましては社会福祉法人つくばね会がグループホーム「地球」という、定員10名のグループホームの建設をいたしました。本来であれば27年度中に補助金の交付をするところではあったんですが、こちら昨年、関東・東北の豪雨の関係で、業者がそちらの病院のほうを優先せざるを得ない状況ですとか、あとは材料の入手にも手こずってしまったということがありまして、工事完了が1カ月延びてしまいました。そのため、補助金自体の交付は平成28年度に入ってから交付となっております。現在ではそのグループホーム「地球」は定員10名で無事に運営をしております。こちらのグループホーム開設の補助金については1,190万円を交付しております。</p>

<p>障害福祉支援課</p>	<p>それから今年度、平成28年度につきましては、NPO法人 i &amp; i、こちらでグループホーム、まだ名前としては仮称になるんですが、「第2ファルベ」ということで、南新木に定員6名のグループホームを開設予定にしております。今年度、28年度の補助予定の金額としましては714万円になります。</p> <p>先ほどお話しさせていただきましたNPO法人いずみの就労継続支援B型に移行する補助金額、それから今お話しさせていただきましたグループホームに対する補助714万円、こちらを合計した金額が資料2の4ページ、平成28年度新規事業一覧表というものの6番目になります。こちら障害者支援施設等の整備・充実ということで、グループホームの整備と地域活動支援センターからの法定移行の補助金、両方の金額がこちら、合計の額として3,339万円となっております。</p> <p>続きまして、34ページをごらんください。調査票28番になります。障害のある方の働く場の整備ということで、日中活動の場と福祉的就労の場を確保するために、市内福祉作業所1カ所に運営費補助金を交付しました。</p> <p>それから、障害者優先調達法が我々、我孫子市役所としまして福祉的就労を行っている事業所に対しまして、いろいろな物品ですとか、あとは公園の掃除ですとか、あと、クリーンセンターでの瓶の仕分けですとか、そういった業務の委託などをしまして、福祉施設等に優先的に発注をするということになります。こちら27年度の実績としましては1,300万5,310円という実績がありました。</p> <p>28年度につきましては、今年度、28年度目標の金額としては、28年度で1,330万円を達成する目標としております。そのために市役所からの発注はもちろんなんですが、一般の方々からもいろいろな福祉施設のほう、ぜひ利用していただきたい、製品を購入していただきたいということで、市内の各事業所の製品ですとか作業内容を紹介するホームページを今年度立ち上げる予定となっております。このホームページ、立ち上げる業務についても市内の就労継続支援B型の事業所に委託をするという予定となっております。</p>
<p>障害者福祉センター・あらしき園</p>	<p>資料1の31ページをお開きください。あらしき園の機能強化です。</p> <p>あらしき園は昭和63年5月に知的障害者福祉法に基づく通所更生施設として、定員50名でスタートしましたが、現在では障害者総合支援法に基づく生活介護事業所として、定員が85名で、現在のところ80名の方が利用しております。開設してから28年が経過して、実に障害を持っている方が多種多様化、重度重複・高齢化により、現有のスペースだけでは、高齢者支援ができません状況でした。</p> <p>こども発達センターが28年4月に新館を建てることにより、こども発達センターの旧館の移譲を受けて、27年度は実施設計をしました。あわせて、支援体制を見直しを、現行の5グループから7グループに変えようということで、内部でプロジェクトチームをつくりました。</p> <p>資料2の4ページをごらんください。施設改修工事については、こども発達センターの旧館棟の改修工事とあらしき園の本館棟の改修工事も全て7月29日に終わり、無事に竣工しました。28年度10月3日から新体制で7グループにし、より個別的に知的障害、精神障害、身体障害、障害種別・重度、障害程度を問わず、全ての方に安心して安全で日中活動を過ごしていただくということで準備しています。</p> <p>資料2の5ページ、利用者送迎の充実については、現在、あらしき園は80人中64名の方がワゴン車、マイクロバスでの送迎を利用されていて、今年度7月に1台またリフトつきワゴンを購入しまして、現在5台の送迎車両で市内を回っております。</p>

<p>障害者福祉センター・あらかき園</p>	<p>続きまして、障害者福祉センターの維持管理については、訓練室との急激な温度変化によるヒートショックで中途障害、脳卒中の方にご迷惑をおかけしておりましたが、廊下にエアコンを設置するべく、今年度は空調設備設置の工事設計を行う予定です。29年度にはヒートショックが解消されるかと思えます。</p> <p>資料1の35ページをごらんください。障害者就労支援センターについてです。なかなか障害者の福祉的就労から一般就労への移行がスムーズに進まない現状の中で、市内の就労継続B型施設、就労以降支援施設、地域活動支援センター等と協力しまして、支援相談員を配置して、28年4月1日からあらかき園にあった障害者就労支援センターの事務所を、障害者福祉センターの中に移転しまして、就労支援センター機能を障害者福祉センターのほうに移して、より活動を充実させるように今、体制をとっているところです。</p>
<p>国保年金課</p>	<p>45ページをごらんください。国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の健全な運営の取り組みについて説明をさせていただきます。</p> <p>国民健康保険と後期高齢者医療制度を健全に保全するためには、財源の確保が不可欠であり、そのためには収納率の向上が大切です。本市の国民健康保険税の現年度分の収納率は毎年向上しており、5年前の平成23年度は88.84%、平成27年度は91.26%と大きく上昇しています。この要因として挙げられるのは、平成25年度より滞納者の財産調査と滞納処分を強化したことです。</p> <p>滞納整理の流れを具体的に説明いたします。まず、納期限までに納付ができなかった方に対して、督促・催告を実施します。督促・催告で納付をする方ももちろんいますが、中には納付いただけない方もいます。督促・催告をしても納付いただけない方について、財産調査を行うこととなります。平成27年度は約2,000件の財産調査を実施いたしました。その結果、財産が見つかった案件については差し押さえ予告書を送ります。この段階で自主納付につながるものもあります。</p> <p>平成27年は差し押さえ予告書の送付により自主一括納付、分納誓約、社保加入届、社会保険、社保の加入届があり、約3,500万円の納付等につながりました。さらに、差し押さえ予告書に反応しない方には、差し押さえを執行することとなります。平成27年度には預金、生命保険、年金等を合わせて約2,200万円の差し押さえを執行いたしました。この差し押さえをした段階で連絡があり、自主納付につながるものもありました。</p> <p>差し押さえを行った後、何も連絡がない場合には、「換価」・「配当」を行い、未納の保険税に充当することとなります。財産調査と滞納処分を強化することにより、財産があるのに納付しない悪質事案の整理が進み、収納率が向上しています。</p> <p>一方、財産調査により無財産であることが確認できた方については、執行停止や福祉の相談につなげるなど、緩和措置を行っています。平成28年度はさらなる強化に向けて捜索の環境を整えているところであります。</p>

<p>子ども支援課</p>	<p>それでは、資料の8ページ、調査票8をごらんください。経済的支援の充実ということで、主要事業につきましては、子ども支援課が相談する以外の事業も書かれておりますが、主に子どもがお医者さんにかかった場合の助成、あるいは、お子さんがいる家庭に対しての助成、これが児童育成手当であるとか児童手当。それからお子さんが幼稚園に通われている家庭に対しての助成であるとか、学校に通われているお子さんに対しての助成というものがああります。これらについては27年度それぞれの申請に基づきまして速やかに公募を行っているというところでございます。</p> <p>続きまして、10ページをお開きください。こちらはひとり親家庭への支援ということで、ひとりでお子さんを育てている家庭に対しての経済的支援であるとか、あるいは自立に向けて職業相談であるとか、そういったことをやっているものです。近年、ひとり親の家庭が少しふえつつあるという状況もありますので、その辺の部分をしっかりとしてやって、自立に結びつけていくというようなことでやっております。</p> <p>調査票13ページをお開きください。放課後支援というところになります。主要事業としてはあびっ子クラブと学童保育室の運営という形になりますが、平成27年度につきましてはあびっ子クラブ3校に設置をしております。第二小学校、第四小学校、高野山小学校の3校に設置をしまして、27年度までに10校、市内13校の小学校のうち10校に対してあびっ子クラブの設置が終了したところです。</p> <p>これは資料2のほうの6ページのナンバー18、子どもの居場所づくりというところになります。今年度、11校目として湖北小学校、6月1日に既にオープンをしております。</p> <p>それから12校目として新木小学校、来年3月オープンをめどに、現在、建築作業等、その準備を進めているところでございます。</p>
<p>保育課</p>	<p>調査票の2、2ページをごらんください。施策としましては、多様な保育サービスの充実、主要事業といたしましては、一時預かり事業、産休・育休予約事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、幼稚園における子育て支援事業の実施ということになっております。</p> <p>その中で、病児・病後児保育事業と幼稚園における子育て支援事業の実施ということで、主な指標と評価ということになっておりますので、そちらのほうの説明をさせていただきます。</p> <p>病児・病後児保育事業の年間延べ利用人数ですが、減少傾向にあります。減少の理由としては、病気が改善されたということで、当日の予約キャンセル等が考えられます。減少傾向のあった「デイルームみらい」では、平成27年度の9月から受け入れ体制の基準を緩和していただき、前年度の利用人数は延べ21人でしたが、平成27年度は、延べ41名増加し、延べ61名の利用状況となっております。</p> <p>調査票の3ページをごらんください。世代間交流事業の推進です。都市化や核家族化の進展により、児童が高齢者と交流する機会が減少していますので、児童の健全な発達を図り、高齢者の健康維持の観点からも、児童と高齢者による世代間交流の必要性は高いものとして、保育園等で実施しているものです。平成25年の指標では高齢者参加人数は495人になっておりますが、平成28年度は554人の高齢者との交流が見られました。</p>

<p>保育課</p>	<p>調査票の4、地域での子育て支援システムの充実です。主要事業はファミリー・サポート・センター事業の推進です。こちらは子育てを手助けしてほしい者、これが利用会員になります。子育ての手伝いをしたい者、こちらは提供会員になりますが、会員制の組織を持ち、育児の相互援助活動が円滑に行えるように調整し、支援するものとなっております。平成25年度は延べ6,095件の利用でしたが、平成28年3月31日では延べ9,154件と増えております。うち、ひとり親家庭の利用は延べ2,016件となっております。</p> <p>調査票の5、保育施設の充実。保育園施設整備計画の推進です。こちらは27年度に小規模保育事業所としてびくしーらんどが11月1日にオープンしました。平成27年度、施設整備しました私立保育園、あびこ菜の花保育園が4月1日に今年度オープンし、また、平成27年度に施設整備をしていました小規模保育事業所あびこ若松保育園が28年5月24日にオープンしております。</p> <p>調査票の6、6ページ、子育て情報提供体制の充実です。子育て支援サービス利用者へのコーディネートの推進をごらんください。こちら、訂正がございまして、申しわけありません。主な指標と評価というところの平成28年度3月31日、「734」になっていると思いますが、「959」に変更をよろしくお願いいたします。こちらは平成25年度から平成28年3月31日までで、約倍近くの相談件数にふえております。平成27年度に子育てコーディネーターとして保育コンシェルジュというものを保育課と子育て支援センター「情報コーナー」及び子育て支援施設「にこにこ広場」に配置しました。</p> <p>広場・保育課への相談内容としましては、やはり幼稚園、保育園への入園についての相談が多くなっております。</p> <p>続きまして、子育て仲間づくりの場の整備です。子育て支援拠点事業、市立保育園の地域子育て支援事業ということになります。</p> <p>保育園の園庭開放事業の年間延べ利用人数や出前保育の年間延べ利用人数は、ここのところ少し減っております。減少の傾向としては、保護者の就労の増加により幼稚園のプレ保育、満3歳児保育、幼稚園での預かり保育の利用が増えたことによるものです。また、広場の土・日開催のイベント等につきましては、増加傾向となっております。</p>
<p>子ども相談課</p>	<p>子ども相談課の主要施策としまして、調査票9、子どもの虐待防止への取り組み、調査票11、発達支援が必要な子どもへの取り組みの充実、調査票12、子ども総合相談の3点について報告させていただきます。</p> <p>まず1点目、調査票9をごらんください。子どもの虐待防止への取り組みでは、子ども相談課がコーディネーターとして、関係機関と連携しながら、子ども虐待防止のケースマネジメントを行います。また、心理相談員を配置し、保護者や子どもに対し心理的視点からの支援を行っています。</p> <p>平成28年8月1日時点での実績では、4月から7月までの新規虐待相談は69件となっております。前年度末からの継続件数を含めると、現在75件についての進行管理を子ども相談課で行っております。</p> <p>緊急度が高い場合、児童相談所と連携をとりながら、第1に子どもの安全確保を優先した対応をします。対応の中で親子分離が必要だと判断された場合、保護者の同意を得て、子どもを一時保護します。しかし、子どもを保護する必要がありながらも保護者から同意を得られない場合には、児童相談所所長の判断により、保護者の同意がなくても職権により一時保護いたします。</p>

<p>子ども相談課</p>	<p>次に、調査票11、発達支援が必要な子どもへの取り組みの充実について報告いたします。</p> <p>発達に支援が必要な児童が利用できる通所サービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4つのサービスがあります。対象となる児童は障害手帳のあるなしにかかわらず利用することができます。障害通所支援を利用するには、事前に相談支援事業所でサービス等利用計画書を作成します。児童通所支援を利用するための申請書を子ども相談課に提出し、支給決定を受ける必要があります。その後、実際に利用するサービス提供事業者と利用契約を結び、サービスの提供を受けることとなります。</p> <p>子ども相談課では相談支援を行う我孫子市子ども相談支援事業所を運営しております。</p> <p>次に調査票12、子ども総合相談について報告します。</p> <p>子ども相談員が子育ての悩みなど、子どもに関する相談に乗ります。相談内容はさまざまで、虐待、育児、しつけ、不登校、非行、いじめなどです。平成27年度は464件で、年々増加傾向にあります。今年度、4月から7月までは148件の相談を受けております。</p>
<p>こども発達センター</p>	<p>主要施策は、資料1の12ページと37ページになります。</p> <p>まず、こども発達センターの対象ですが、これはゼロ歳のお子様から小学校に入学する前のお子様を対象にしております。</p> <p>こども発達センターでは、早期発見、早期療育、ライフステージに応じた切れ目のない支援のシステム構築を主な事業として行っております。</p> <p>まず、12ページになります。評価表の「主な指標と評価」、ここに「こども発達センターにおける年間の延べ受理面接及び利用相談件数」とあります。この受理面接というのは、実際に、こども発達センターにお母さんとお子さんに来ていただいて、お子さんの様子を見る。お母さんの相談を受ける。それをケースワーカーと心理相談員の2人の職員が行っております。</p> <p>その面接で、お母さんのお気持ちですとか子どもの情報を得た上で、その後には処遇会議を行っております。この処遇会議では、こども発達センターのほかの専門職が集まって、この子のためにどういう支援をしたらいいだろうかということをお話合っております。この受理面接が最初の窓口になっておりますので、その窓口でどれだけの方とかかわりを持ったか、支援に結びつけられたかというような件数を指標としております。</p> <p>平成27年度については767件ですが、今年度は、平成28年6月の段階で既に640名の方の受理面接相談等行っております。お子さんの数が減ると言いながらも、支援に関する相談については増えてきているという現状でございます。</p> <p>こども発達センターですが、今年の3月31日に2階建ての新しい建物が完成し、4月中旬から、新しい建物で事業をしております。</p> <p>1階は、通園関係です。1階は児童発達支援センターの県の指定を受けており、その中に通園施設があります。2階は、市の単独事業を行っております。この受理面接等の窓口も2階にあり、相談訓練をしている事務所があります。</p> <p>具体的に、早期発見の部分につきましては、こども発達センターの心理相談員等の職員が健康づくり支援課、保健センターで行う1歳半健診や3歳健診、5歳児健診に出向いて相談することで、こども発達センターとつながりをもっていきます。また、福祉関係、保育園、幼稚園のほうからも情報をいただいて、早期発見につなげていますので、今後とも、現状どおりこの事業を推進していきたいと思っております。</p>

<p>こども発達センター</p>	<p>次に、37ページ、療育・教育システムの確立です。これはライフステージに応じた切れ目ない支援システムの構築が目的ですが、それぞれの支援を担う課が効果的に連携できるようにしていきたいということで、主に小学校に上がる前のお子さんについてはこども発達センターが中心となり、小学校へ上がってからは教育研究所が中心となります。この評価表の所管では、こども発達センターだけが記載されていますが、小学校に上がってからは教育研究所が中心という形になってきます。</p> <p>そこで両方が事務局となり、どういう形で効果的な連携するシステムをつくっていくかという形になっています。昨年度についてはアンケートをとりましたので、例年3回やっている会議が2回になりました。なお、アンケートの結果、子どもが小学校に上がる前については保育園関係、保健センター、いろいろなところから情報を集めて現場の声が聞けているが、小学校に上がってからは、なかなか現場の声を拾う、そういう機関がない、療育・教育システムの中にそういう部会がないという意見がでていました。このため、今年度新たな療育・教育システムの中に、教育委員会、学校教育関係の現場の声を聞く新たな部会をつくるということで、現在進めていっている状況です。こちらの事業につきましても、現状どおり推進していきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>続いて、平成28年度の主要事業について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成28年度予算と健康福祉部・子ども部の新規事業について、資料に沿って説明いたします。 資料2をご覧ください。 それでは、（1ページをご覧ください。タイトルの下の太字の部分です、）平成28年度の一般会計当初予算歳入・歳出の予算総額は、対前年度比で2.0%増の392億8000万円となりました。</p> <p>一般会計予算が前年度より7億8000万円増額となった理由の中に、生活保護扶助費や障害者介護給付費、私立保育園委託料などの扶助費や国民健康保険事業・介護保険特別会計などへの繰出金の増加などがあります。</p> <p>28年度は、子育て支援や若い世代の住宅取得への支援をはじめとしたさまざまな定住化策に引き続き取り組むとともに、結婚相談事業や産後ケア事業の拡充に加え、保育園・小規模保育所の整備や新たなあびっ子クラブの開設などに取り組み、若い世代に魅力あるまちづくりを進めることとしております。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。 平成28年度健康福祉部・子ども部の新規事業一覧になります。健康福祉・子ども部合わせて34事業となっております。先ほど、説明員から説明のあった事業につきましては、割愛させていただきます。</p> <p>主な新規事業として、各課にて次の事業に取り組めます。 社会福祉課では、生活困窮者の自立支援事業として、今年度、子どもの社会的自立を促し（うながし）、貧困の連鎖を防止するため、小・中学生の基礎学力の向上をめざした学習支援を行います。 生活困窮者の自立支援事業の推進は、第5次健康福祉計画の重点項目の一つでもあり、この事業の取組状況につきまして、のちほど担当から説明させていただきます。</p>

事務局	<p>健康づくり支援課では、産後ケアの実施として、家族から十分な支援が得られず、心身の不調や育児に不安がある、出産を終えて間もないお母さんを対象に、母体や育児のケア、育児相談などを行います。</p> <p>高齢者支援課では、認知症地域支援の推進として、認知症高齢者の支援を行います。認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集い交流を楽しみ、専門スタッフによる認知症の相談もできる場所として、認知症カフェを市内2カ所に設置します。</p> <p>国保年金課では、国保保険事業として、データヘルス計画に基づく保健事業を実施します。 健康寿命の延伸や医療費の抑制につなげるため、レセプトデータや健診データを活用しながら、PDCAサイクルに沿った保健事業を実施していきます。</p> <p>子ども支援課では、社会福祉協議会の結婚相談所の事業拡大・充実として、婚活支援事業の拡大・充実を図ります。 我孫子市結婚相談所「あび・こい・ハート」では、社会福祉協議会と連携しながら、新たなイベントや講座を取り入れるなど、婚活支援事業を拡大して実施していきます。</p> <p>保育課では、私立保育園運営費補助金の交付として、保育士の確保の支援を行います。 保育士不足の解消を図るため、保育士の宿舎を借り上げた事業者に対して、引き続き経費の一部を補助します。</p> <p>以上、健康福祉部、子ども部の平成28年度に取り組む主な事業についての説明となります。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>平成27年度の主要施策の実績及び平成28年度の主要事業について説明がありました。このことでご質問やご意見などございますか。</p>
佐竹委員	<p>ファミリー・サポート・センターの事業について、大幅に利用者数が増えている原因・理由はなんのでしょうか。この年だけが特異であれば別ですが、今後もこういう9,000という数値が見えるようでしたら、何らかの対応の検討が必要ではないでしょうか。今までのファミリー・サポート・センターに加えなければならないことや、別の支援をしなければいけないこと、そのあたりをお聞きしたいと思います。</p>
保育課	<p>ファミリー・サポート・センターでは平成25年度から病児・病後児保育及び利用会員の年齢を18歳までとし、障害児及び近隣市からの受け入れ等を拡大しました。提供会員、利用会員の増加に向け、チラシの配布、フェスタ・イベント等での呼びかけをしております。</p> <p>保育ニーズに合わせて、今年度から公立保育園では土曜日の保育時間を午後6時までとしました。保育園がお休みのときは、休日保育を利用することもできるのですが、それ以外にご利用なさる方も多くなっています。又、提供会員と利用会員の関係がとてよくできてきていますので、今後も利用の増加が見られると思われしますので、より利用しやすいよう提供会員増加に努めることが大切と思われれます。</p> <p>利用料は、平日1時間700円。土日、祭日、年末年始（12月29日から1月3日）は保育園もお休みですが、その間のお預かりもしています。1時間900円です。病児・病後児は1時間1,000円となります。</p>

大倉委員

27年度事業にかかわった当事者として、少し皆様にご説明できたらと思います。

30ページをごらんください。こちらに地域活動支援センターから就労継続支援B型に移行した事業所、これは私がまさにかかわっている事業でございます。今年4月1日に移行いたしました。今まで地域活動支援センターというのは我孫子市の、それから今回は国の事業であるB型事業に移行しました。

それにあたりまして、大体の地域活動支援センターでは人員も不足しておりますし、知識・経験もございませんので、移行に当たって我孫子市の関係者の方から大変なご努力とご支援をいただきました。これなくしてできるものではないということを実感しております。とても感謝しております。

それから、補助金、国、県、市、それとほぼ同額の自己負担金で新しい事業所を開設いたしました。初めは23人で4月にスタートし、現在28名の方が登録しております。移行にあたって皆様のアンケートをとりましたが、全員私どもは精神障害の方の地域生活を支援するということでやっておりました。

そこで皆さん、もともとは居場所がほしいという方がほとんどでしたが、だんだん外に出るにつれて、ほぼ全員が働きたい、お給料が得たい、それがとても強い。本当に全員、100%そういう意見がありました。そのアンケートが私ども移行の大きな動機になっております。

何とかやっておりますけれども、5カ月間やってまいりまして見えてきたことがいろいろございます。

まずよかったこと。利用者さんに今期ボーナスを出すことができました。それは本当に少ないですけども、今までより、倍額出すことができました。これは大変喜んでいただけたと思います。

それから第2に、割と華やかな施設と私は思っているんですけども、そうしますと地域の方ととてもつながることができました。例えば、私どものカフェのメニューで、近所のパン屋さん、あるいはお肉屋さんから、あるいはスーパーから、そういうところにみんなが買い物に行き、お金を払って仕入れる。皆さん本当に協力していただいて、精神障害の方が陥りやすい孤独と、それからちょっと外に出て臆せずできたかなと思っております。

あとはほかに、月に1回、イベントを開いておりまして、そのイベントではまず一般の地域の方、その中に作業所の方にもまぎっていただいて、にじさんとかみどり園さん、あるいは茨城県の方、千葉市の方、松戸の福祉の方、そういう方が福祉が並んでやるのではなく、地域の方の間に、普通の方として、接客も普通にする、お金も普通の料金いただく、そういう体験はとてもいいことだったかなと思っております。

就労、今までできれば心のケアとかいうことで、割とのんびりとしていたのが、やはりお客様相手てみんな制服を着てエプロンしてということなので、そのことによっても本当に水を得た魚のように生き生きとしている方もいらっしゃる。またその反面、それはちょっと無理だわ、ちょっとゆったりとしたいという方もいらっしゃいます。張り切り過ぎて疲れちゃった。そのあたりはこれから調整していきたいです。

こういう施設ですと、外に向かう、生き生きした部分でちょっと休む、それも必要ということで、私ども今までどおりの作業所的なものもキープしておりますので、毎朝同じところ、きょうはこちらへ行きます、あちらへ行きますというふうにしております。

そういうことで、いろんな支援が必要ということは実感しております。一番の目的は本当に工賃をアップして、就労継続支援の目標、皆さんの元気な顔が見えるようにということで、ぜひ新しいカフェに足を運んでいただけたらと思います。

障害福祉支援課	<p>先ほど大倉委員からお話あったとおり、今後もほかにも地域活動支援センターとして運営している事業所、まだまだありますので、特に大倉委員中心になってウイングのB型への移行、すごくご苦労されたかと思しますので、今後、ほかの地域活動支援センターが移行する際にはぜひとも相談に乗っていただいて、今後、我孫子市内の地域活動支援センターが全部がもっと利用者さんの工賃の向上につながるようなところにご協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
吉武会長	<p>かつて福井県の身障者の親の会が中心になっているコミュニティーネットワークふくい（Cネットふくい）の理事をやっていた経験から申し上げると、支援費の財源問題などいろいろありましたが、Cネットふくいではいろいろ試行錯誤をやりながら、基本的には就労継続支援のAを基本にしています。</p> <p>基本的には職員の給与については支援費で負担されるということになり、職員の給与を心配するという問題は基本的に解消しました。職員の処遇を安定することにより、障害者の就労を促進する使命を受けているわけです。</p> <p>Cネットふくいの場合には、就労継続Aの平均賃金は7万円です。7万円が達成できる理由は、何の仕事をしたら成果を上げられるかを常に考えることをやっている。福祉の専門も方が、どういう仕事をやるか考えることは結構大変ですが、どういう仕事かということにトライされたと思います。</p> <p>Cネットふくいの経験で言いますと、職員の賃金が100%出ますから。民間の競合する企業よりも、ある意味で優位性があります。ですから、全ての事業をやる可能性はあります。ただ問題はどのような事業を、その地域でどういうふうにやっていくかということ、まさに福祉の事業というよりも、仕事としてやっていくという体制を整える必要があります。</p> <p>もう1つ、あることを始めたら10年同じようにというわけにはいかないわけですが、要するに、事業活動に参加しますから、社会の変化は常に起きますから、そういう意味では全体で経営状況とか運営状況を常に見ておく必要があります。Cネットも現実に、数年前に全体で1億数千万円ぐらいの赤字の状態になりましたけれども、全体を立て直して、1年間で再検討をして、今では、完全に黒字になっております。</p> <p>障害者の賃金は6万とか7万になりますと、障害福祉年金は2級の方で6万5,000円ぐらい、1級の方で8万ぐらいありますから、トータルで基礎年金を受給している方は13万とか14万ぐらいになりますので、これにグループホームをセットして行えば、かなり安定した生活が可能だという形になってきます。</p> <p>移行はなかなか大変なんですけど、市でこういう応援の制度があるので、ぜひご経験を伝えて、広げていただくことが大事だと思います。Cネットでは、就労270人ぐらいで、あらゆる事業をやっています。今は、規模が十分大きくなったので、むしろ分社化して、範囲を小さくしています。</p> <p>福祉的な就労から完全に企業のほうに就労した人は多分300人ぐらいありますが、そんなに歴史が古いわけではありません。24、5年前は小さな共同作業所1つだけです。展開の仕方によっては十分可能性があります。</p>
議題3 健康福祉部・子ども部の各計画の会議概要について	
吉武会長	<p>それでは、次のテーマに移りたいと思います。</p> <p>健康福祉部・子ども部の各計画の会議概要について、各計画の担当課のほうからご説明をお願いします。</p>

<p>障害福祉支援課</p>	<p>自立支援協議会は中心となる本部会がありまして、そのほか相談支援部会、権利擁護部会と、部会が2つございます。</p> <p>まず本部会ですけれども、昨年度、平成27年度は6月30日と1月13日の2回開催しております。各会とも障害福祉計画の進捗状況や重点事業の進捗状況の報告、引き受けサービスの支給提供に関する基準づくりの報告や相談等を行っています。</p> <p>平成28年度に関しましては、平成29年度が障害福祉計画見直しの年に当たりますので、アンケート内容の検討や計画の内容について今後深めていきたいなど予定をしております。</p> <p>相談支援部会は、7月29日と2月2日の2回開催しております。各会とも我孫子市の相談支援事業所と福祉事業所のマップを検討し、1年間かけて作成、印刷しております。今後配布をしていきたいなど思っています。</p> <p>そのほか、事例検討について、7月の部会で話し合われまして、2月の部会で初めて実施しました。2月の部会ではアルコール依存症の方、精神障害の方についての事例検討を行いまして、各委員から支援のご助言ですとか各機関での対応など、さまざまな意見が出されました。今後も困難事例の検討をしていき、相談員が1人で抱え込んだり自閉していかないような環境となるような部会となっていきたいと思っております。</p> <p>最後に権利擁護部会です。10月26日と3月22日の2回開催しました。権利擁護部会では虐待案件の検証等を行っている部会になります。2回とも虐待案件の検証・検討を行ってきました。前年度に関しては、平成28年4月、今年度の4月に施行されました障害者差別解消法の地域協議会の設置について検討を重ねてきました。その結果、権利擁護部会の中に障害者差別解消法の地域協議会の機能を付加して、委員を追加することで運営していこうということになっております。</p> <p>今年度、まだ権利擁護部会のほう1回も行っていないので、9月末に開催をする予定です。今後、差別解消法の相談事案の協議や傾向の把握を行っていきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>高齢者支援課</p>	<p>我孫子市介護保険市民会議についてご説明をさせていただきます。</p> <p>高齢者に関する施策全般についての方向性を示す計画といたしまして、介護保険法に規定する介護保険事業計画と、老人福祉法に規定する老人福祉計画を一体のものとして策定した第6期介護保険事業計画第7次高齢者保健福祉計画がございます。</p> <p>本市民会議では、その計画の中でも主に介護保険に関する事業計画の策定、また、進行管理、高齢者やその家族等の相談機関であります市内に5カ所設置している高齢者なんでも相談室、正式には地域包括支援センターという機関になりますが、そこに関することの審議、また、市がサービス事業者の指定をする、原則、我孫子市民だけが利用することができる地域密着型サービス、この事業に関することの審議を行っております。会議のメンバーは、公募の市民、保健医療に従事する者、介護サービス事業に従事する者、学識経験者で構成されており、委員数は13名です。</p>

<p>高齢者支援課</p>	<p>現在進行している第6期介護保険事業計画、第7次高齢者保健福祉計画につきましては、平成27年度から29年度までの3年間の介護保険サービスの実施計画を定めております。平成27年度は計画の策定作業はなく、進行管理を行う年度でありましたので、資料にあるとおり、平成28年1月28日に1回開催をさせていただいております。</p> <p>内容としては、地域密着型サービスについて、新規や更新の指定に関すること、また、平成28年度から利用定員が18人以下の小規模な通所介護、デイサービスの事業所になりますが、こちらが地域密着型サービスに移行してくることのご報告を行いました。</p> <p>続きまして、介護保険事業の実施状況、高齢者なんでも相談室の相談受け入れ状況等の報告を行い、最後に計画の重点施策の進捗状況について説明いたしまして、委員の皆様からご意見をいただきました。</p> <p>重点施策につきましては、全部で7点ございます。1点目、平成28年度からスタートいたしました介護予防日常生活支援総合事業への取り組み方針、2点目、日常生活支援サービスの充実への取り組み方針、3点目、認知症施策の推進について、4点目、高齢者なんでも相談室の機能の充実について、5点目、在宅医療・介護連携の推進について、6点目、居宅サービスの充実について、7点目、施設サービスの充実についてと定めております。内容につきましては、資料中の会議の概要の欄に記載してございますので、ご確認をいただければと思います。</p> <p>委員の皆様からは、この会議におきまして高齢者なんでも相談室の機能の確認や充実について、また、高齢者支援サービスを行う社会資源の基盤整備や連携構築等を担ってまいります生活支援コーディネーターについてのご意見が出されました。</p> <p>簡単ではございますが、以上で介護保険市民会議に関する説明とさせていただきます。</p>
<p>健康づくり支援課</p>	<p>健康づくり推進協議会についてご説明いたします。</p> <p>昨年は9月30日、1回のみ開催されております。</p> <p>議題の内容は、第2次心も身体も健康プランを作成しておりますので、その進行管理等を主に行っていただいております。特に、昨年から第2次健康プランが始まりましたので、そのことについて検討していただきました。</p> <p>第1次の健康プランの総括としては、おおむね良好である。もし改善されてないところがあれば、第2次計画のところで改善してほしいということで意見をいただいております。</p> <p>それと、26年度の事業報告と27年度の新規事業について、挙げさせていただきました。そのうち、27年度の新規事業の新型インフルエンザ等対策行動マニュアルについて質問がございました。これは新型インフルエンザが万が一流行したときに対する我々職員等の行動について、マニュアル化していくところで、27年度中に策定を予定しましたが、策定には至りませんので、今年度計画のうえ策定しております。</p> <p>先月、8月には我孫子市の学校、湖北小と協議いたしまして、万が一学校で流行ったときの集団接種等の検討をさせていただきました。</p> <p>それと、会議概要の3番に掲げられております、第2次心も身体も健康プランの検討事業について5つ挙げられましたが、28年度は残念ながら予算の関係で実施している事業はありません。29年度以降に引き続き予算化を含めて検討していきたいと思っております。</p>

健康づくり支援課	<p>それから、その他のところにあります特定疾病療養者見舞金支給事業に關しまして、昨年度、法が改正され、特定疾病の数が56疾病から307疾病、それから小児慢性特定疾病につきましては11疾患から14疾患に拡大されました。それに伴い、対象者も増えるだろうということで、我孫子市の財政を鑑みまして、同じ見舞金を維持する、支給していくのは難しいことになるため、額を検討させていただき、今までは入院が月額5,000円、通院で月額3,000円という2本立てでしたが、28年度からは月額2万4,000円という一律の支給制度にするということで説明させていただきました。</p> <p>このことに関しまして、委員の方から、この制度について手帳を持っている人は認識しているのかというご意見をいただきました。</p> <p>支給対象者については、そのときの会議では支給対象者には広報をしておりますが、具体的には4月1日以降に広報やホームページで周知することになると思いますということで回答しておりますが、支給対象者には個別に制度変更になるということの通知をさせていただきます。</p> <p>広報に関しましては、来年1月1日が基準日になり、28年度の支給が始まりますが、近辺になりましたら、この制度について、市民の皆様に広報で周知していこうと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
子ども支援課	<p>昨年度につきましては、子ども・子育て会議を3回実施しております。これは子ども・子育て支援法に基づいて設置されている会議でございます。中身としては子ども総合計画、これは子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を兼ねる計画としてつくられたものですが、この進行管理を行うということで、昨年度についてはその進行管理の方法について議論を重ねてきたという形になります。</p> <p>1回目は、基本的な考え方、具体的な管理方法について議論を重ねたというところです。</p> <p>2回目は、1回目の議論をもとに、子ども・子育て支援事業、これは国のほうに報告すべき事業ですが、それ以外に我孫子市独自の重点事業、それとは異なる進行表のたたき台を作成して、その内容について検討を行いました。</p> <p>3回目は、子ども・子育て支援事業とその我孫子市独自で定められた重点事業、それぞれの最終的な案を決定したところです。今年度、それに基づいて進行管理を行っているというような形になっております。</p> <p>以上です。</p>
吉武会長	<p>ただ今、各計画の概要について説明がありましたが、このことでご質問やご意見などございますか。</p>
大内委員	<p>自立支援協議会の相談支援部会と本部会に参加させていただいておりますが、今回、相談支援部会のほうでは事例検討というものを取り入れました。今までなかなか相談員が1人で抱えて、ほかの機関に伝わらないということが多かったので、自立支援相談部会につきましては、高齢者の相談員の方、病院の相談員の方、当事者の方、また相談室の職員とか、いろんな相談、教育機関とか、そういう他部署の相談員がいらっしゃるということで、1つの事例についてすごくいろんな角度から事例を見ることができて、いろいろな意見をいただけるということで、非常にためになる事例検討になりました。</p> <p>今後、これから相談に乗っていく中で、やはり他職種というんですか、環境、教育、家族を含め、いろんな面から見ていかないと1つの事例がうまく回っていかないんだなというのもすごく勉強になりますので、今後の相談支援のほうに活かしていければと思っております。</p>

渡邊委員	<p>1月の会議の中で、こちらでも記載に多く書いてある高齢者なんでも相談室、こちらの実施状況というところでの意見、質問等が非常に大きかったという印象がありました。</p> <p>内容については高齢者支援課のほうで非常に細かく記載させていただいているという中で、やはり市民にとって相談ができる場が身近にあるところが非常に大事であるということが会議の中での大きな印象でありました。</p> <p>あとは、どうしてもなんでも相談室が委託の事業ということになりますので、市で行える権限と、なんでも相談室で行える内容というところでの差というものがありますので、やはり市役所、高齢者支援課としてのバックアップ体制が非常に強くあるからこそ、なんでも相談室が柔軟に動けるといような印象を持ちました。</p>
<p>議題4 第5次健康福祉総合計画 重点事業の取り組みについて「生活困窮者自立支援事業の推進」について</p>	
会長	<p>続きまして、議題4について、担当課から説明をお願いします。</p>
社会福祉課	<p>生活困窮者自立支援制度担当の社会福祉課の松本と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>生活困窮者というと、余り皆さんと関係ないようなイメージだと思うんですけども、実は生活困窮者ってそこら中にいるんです。高齢者であっても、障害者であっても、子育て世代であっても、やはり困窮の方というのはいるわけで、そういう意味では皆さんの課、それから委員の皆様、さまざまな方々と連携しながら生活困窮者の支援を進めているという現状があります。</p> <p>昨年、平成27年の4月から生活困窮者自立支援法という法律が施行されました。それに伴って全国全ての市区町村で生活困窮者に対する相談支援窓口が開設されています。我孫子市でも同様に、社会福祉課の生活相談担当で生活困窮者の相談支援を行っています。全国的に見ると、民間の、例えば社会福祉法人に委託をして相談支援をやっているところもあるんですけども、我孫子としては直営で実施していて、生活保護の相談、それからDVの相談とあわせて、この生活困窮者の支援を実施しているという現状です。</p> <p>お金がない、いわゆる低所得者に対する支援というと、まず頭に浮かぶのが生活保護制度だと思うんです。生活保護制度の対象者というのはほとんどが高齢者です。半分以上が高齢者。次いで障害者であるとか、けがとか病気で働けないような、いわゆる傷病者、それからひとり親の世帯というのが中心なんですけれども、全国的にも生活保護の受給者の数というのは増加傾向にある。そういうことは皆さんも何となくイメージが湧くと思います。</p> <p>その中でも特に、その他世帯と言われる、高齢者でもない、障害者でもない、病気なわけでもない、単なる若者。そういう方々の世代というのがすごく増えてきている現状があります。これは我孫子市としても同様です。</p>

それで、生活保護の窓口に誰かが相談に行って、生活保護になった方というのはいいと思うんです。お金は支給されるし、担当のケースワーカーがついて、手取り足取りいろいろな制度の手続をしてくれるから、何とか自立に結びつくことが多いんです。けれども、生活保護の窓口相談に来たけれども、結局、生活保護にならなかったという人たちは、どうなっているかというと、半年後、1年後にまた相談に来るんです。そのときにはさらにパワーアップした、困難ケースになって来るんです。借金まみれになって、家賃は滞納して、家を追い出される寸前で、お金を借りまくって、親戚からもつまはじきになったような感じで、さらに大変な状態で来るんです。そうすると、もう自立からはかなり遠のいてしまう。

もっと早く相談に結びついていれば解決ができたのにという方がたくさんいるのに、でも、そういう方たちを支援するような仕組みというのが今までではなかったんです。けれども、この生活困窮者自立支援制度が始まったことによって、窓口でそういう方たちを待っているだけではなくて、こちらから地域に出向いて、おせっかいをやいて、あなたは大丈夫ですか、生活困っていませんかと言うことができるようになったというのがざっくりとしたこの法律です。

今までの法律では、介護保険法や障害者総合支援法だったり、縦割りの法律だったわけです。例えば、介護保険であれば申請に基づいて介護認定をして、介護度とかがつけばいいですけども、そうじゃないと、なかなか対象にはならなかった。障害者もそうです。手帳がないと障害者じゃない、法律的には障害者だけれども、支援策がなかった。いろんな仕組みは地域にあるんだけれども、やはり、その仕組みに当てはまらないような人たちがたくさんいたわけです。ちょうどこのすき間の三角の部分のように、さまざまな制度からあぶれてしまう、すき間に落ちてしまうような人がたくさんいたわけです。申請に対して給付をする、申請に対してサービスを提供するという形だったら、どうやってもこの狭間ができてしまうところなんです。それで、その漏れた人はどこに相談に行けばいいのという話だったんです。

つまり、生活困窮者自立支援制度の目的の1つというのは、その対象者というのは、生活困窮者というとお金に困った人というイメージなんだけれども、それだけではなくて、その支援の狭間に落ちる人をなくしていくことが、この法律の最大の目的だと思っています。言いかえると、そういう支援の狭間に陥る人がいない相談体制を地域の中でつくっていくことが大事なんじゃないかということです。

ちょっとイメージをしていただきたいと思いますけれども、まず、生活に困ったという人がいます。例えば仕事がなくなってしまった。首になってしまったとなると、普通の人というのはいざというときのために貯金をしているわけです。ある程度家とか財産があったりとか、病気になったときのために保険を掛けていたりとか、家があったりとかするんだけれども、そういうのもなかった。そういうときに、普通は失業保険をもらいたいとか、障害になれば障害年金をもらえたりとか、そういう、いわゆる第1のセーフティーネットというのがあるわけです。けれども、そういうところから漏れてしまう、年金ももらえない、障害者でもない、失業保険ももらえないとなると、どうしようということになる。

そのときに普通は家族に頼ったりとか、親戚に頼ったりとか、健康であれば仕事を再開して、就職活動をしたりとかすることもできる。若ければまだまだ何となく自分は大丈夫みたいな人はいいんですが、大体の人というのはこういう状態になると、パワーレスに陥っているわけです。自信もない、気力もない。そうなってくると、最終的にお金がないわけだから、生活保護ということになってしまうんです。

日本はすごく恵まれているから、生活保護制度があるから、最終的にご飯が食べられなくて、住むところがなくなって死んじゃうということがないわけです。ないはずなんです、実はそうでもないんです。

実は一番大変なのは、情報の外にいる人たちなんです。生活保護制度があるということを知っている、いろんなこういうさまざまな制度があるということを知っている、家族がきちんといたり、地域に知り合いがいるような人たちというのは、制度にアクセスして何とかなる。けれども孤立しているような人たちで、制度をせっかくあるのに利用できない。この辺の方々というのは、結局セーフティーネットを利用できないで、すつんと落ちてしまう。その方たちが実はこの制度の、生活困窮者自立支援制度の対象なんではないかと考えているということです。イメージで言うと、第1のセーフティーネットである各種年金だとか雇用保険とか、そういった制度、それから最後のセーフティーネットも含めた間の部分、その狭間の、あいている部分も含めて、この部分に第2のセーフティーネットと言われるものを、さまざまな情報だとか、ソーシャルワークの技術を持って、セーフティーネットを編み上げていく作業をしていくということが生活困窮者のための地域づくりをしていくということじゃないかと思っております。

その支援のはざまに落ちちゃう人ってどういう人かなというと、今ここに出ているような人たちなんです。こういう人たちというのは、それは探せば支援策はあると思うんです。ニート、ワーキングプア、外国人、そういう方たちに対する仕組みというのは探せばあると思うんです。ただ、地域にあるのかという話です。それが地域になくて、結局あっても利用できなくてとなると、ないのと一緒になんです。こういう問題というのはただ独立して存在しているわけではなくて、絡み合っていることが多いわけです。

例えば、ニートとか引きこもりの原因が障害、もしくは障害が疑われる状態であったり、多重債務があったり、中卒等低学歴であったり、虐待があったりとか、そうなってくるといろんな問題が絡み合っているわけです。その個人だけでも絡み合っているけれども、家族全体でもやはり絡み合っている。お父さんは介護状態で年金をもらっている。でも子どもに搾取されている。お母さんは精神障害で。そういう世帯がたくさんある。そうすると、それぞれ独立した支援策だけでは対応ができなかったということなんです。

こういう問題が複合して存在しているから、それを解きほぐして、整理してという専門職が必要になってくるということなんです。

社会福祉課

これはイメージなんですけれども、表面化している問題。例えば地域にごみ屋敷があったとします。ごみ屋敷そのものが問題ではないと思います。そのごみ屋敷の裏側にはどんな問題があるのかということを見きわめて、整理をして、それを本人が自覚できるようにして、そういうアプローチをしなきゃいけない。それってすごく専門的です。じゃ、その専門的なことは誰がやるのかという話なんです。この隠れている課題を抽出して行って、整理して、それぞれの制度につなげて行って、つなげられないものは、じゃどうしていくのか。本人がやる気になるには、解決するだけの意欲を持つにはどうしたらいいかということ、本人と信頼関係を築きながらアプローチしていく、すごく大変な行為だと思うんです。じゃ、それは誰がやるのかという話なんです。

ここで、今の社会福祉課の相談体制の話です。自立相談支援機関というのは、先ほど全国全ての市区町村にあるというお話しをしたけれども、この3職種、相談支援員と就労支援員、主任相談支援員という3職種が配置されています。これは全ての市区町村でそうなんですけれども、例えば介護保険という、我孫子だと高齢者なんでも相談室であれば、保健師と主任ケアマネ、社会福祉士が配置されています。そのほかにまちかど相談室、障害者の相談機関も我孫子市にはあると思うんですけれども、この生活困窮者の相談支援機関というのは、それに次ぐ第3の相談窓口だというふうに認識をしてもらえばわかりやすいかと思います。

今、社会福祉課にはこの3職種がありますが、相談支援員が相談全般を受けて、支援プランを作成して、その人に合った支援を展開していくんですが、さきほど大内委員のほうからもあったように、相談員で孤立しちゃうんです。自分の中で解決できないような問題があると、どうしても悩んじゃう。それってよくあることなんです。けれども、この生活困窮者自立支援制度の場合、必ずスーパーバイザーを配置しなきゃいけないことになっています。この主任相談員という役割が、相談員、就労支援員のスーパービジョンをしたりとか、相談業務全般のマネジメントをする役割として配置されている。それが私ということです。

では、社会資源の開発とか地域づくりというのがどういうことなのかということここから説明していきます。

生活困窮者自立支援制度の中では、必ず全ての市町村がやらないといけない必須事業と任意事業、この2つがあります。必須事業の3つは我孫子市でも実施している事業です。生活困窮者の相談支援とか、住居確保給付金と行って、生活困窮者に有期で、3カ月分家賃相当分を支給するような仕組みがあったり、生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親の就労支援をハローワークと協力しながらやったりとか、そういう事業をやっているんです。そのほかに任意事業として、我孫子市ではこの緑の部分じゃないところ、この一時生活支援事業と子どもの学習支援事業を実施しています。

厳密に言うと、子どもの学習支援事業に関してはこの11月から市内の中学生を対象に実施する予定です。これは現に生活に困窮している子どもが対象ということではなくて、学力が著しく低いだとか不登校だとかいうことになると、やっぱり将来、貧困に陥るリスクというのはかなり高いんです。そういう方たちが学力を高めるだけじゃなくて、勉強をする習慣をつけるとか、勉強って楽しいと思えるとか、そういう仕組みをつくるための学習教室を開催する予定になっています。

ちょっと戻りまして、この一時生活支援事業ですが、いわゆる、ホームレスに対するシェルターなんです。昨年度、平成27年度は16件の利用がありました。ホームレスというと、何か公園とかで寝泊まりしているようなイメージですが、実際はそうではなくて、そういう方もいますが、家賃を滞納して立ち退きに遭っちゃった、住宅を喪失しちゃったとか、例えば、DVで夫から逃げるのに家から出て住宅がなくなっちゃったとか、そういう方がほとんどです。なので、この一時生活支援事業、入居された方の実績、27年度の8割方はDVに関連したものです。もちろん、被害者、加害者もいて、結局、暴力を振るったから家から追い出されちゃったとか、そういう方もいらっしゃいます。

そういった、さまざまな事業が生活困窮者自立支援法の中ではありますが、そこにつながらなければセーフティーネットはないと同じなわけです。情報がないとか、利用の仕方がわからないとか、そもそも相談に行けないとか、助けてと言えないとか、困ってないというのは、困っているという自覚が本人にない場合というのがほとんどです。

なので、これを情報が行き届く仕組みをつくるとか、利用できるような支援体制をつくるとか、助けてと言えるような人をつくるとか、そういったものが生活困窮者を支えるための地域づくりとして欠かせないんじゃないかなと思います。

支援のはざまに落ちる人をなくすための地域づくりです。困っている人が相談に来るとは限らないから、その情報の外側にいる人たちをどう相談につなげるのが大事です。その仕組みとしてこんなことをやっていますよということ。まずは、相談に来る方というのは、初めて生活困窮者の窓口で相談に来たという方は少ないです。大体はどこかの機関に相談しています。高齢者の窓口で相談に行っていたり、国保のお金が払えないとか、税金が滞納になったりとか、水道がとめられちゃうとか、どこかで把握している方が多いんです。なので、そういった方々をまずつなげてもらう。社会福祉課へもつなげてもらうということが、そういう人たちを発見するための仕組みだと思っています。

そういう意味でも、ほかの課や関係機関の方々にご協力をいただいて、たくさん窓口で相談の方を連れてきてくれたりとか、つなげてもらったりとかいうことで、今後も同じような協力をお願いできればと思っています。

整理すると、こういうことです。生活困窮者を発見するためのネットワーク、それから支援を展開するためのネットワーク、生活困窮者本人たちがつながるための居場所というのが必要じゃないかと思っています。

生活困窮者自立支援法が施行されたときに、厚生労働省が打ち出した大事な視点というのはこの2つです。今お話をした生活困窮者を通じた地域づくりであったりとか、もう1つが生活困窮者の自立と尊厳の確保、これが大事であると制度設計の中で言われています。

この制度の中では、家賃3カ月分支給するという住居確保給付金のほかに、何か支給するとかサービスを提供する制度が全くないです、つまりガチな、相談支援だけでしか解決し得ない。ただ相談をする場所なので、本当に何か決定的なものというのではない。つまり、本人の意欲だとか自信だとか、そういうものをかき立てながら自立支援に結びつけていくような、本当に相談スキルだけに依存しているところがあるんです。

結局、本人がやる気にならないと何もできないし、本当にパワーレスに陥っている本人が、自分が価値ある存在だというふうに扱われたいとか、価値ある存在だと感じられることで、初めて自立に向かう一歩が踏み出せるんだ。それができるためのアプローチを、専門的にはエンパワーメントと言うんですけども、それが根底となって初めて自立に結びつけることができるんだということです。

社会福祉課	<p>とはいえ、これで全てが完璧に、地域の生活困窮者が全て救われるというわけではなくて、やっぱり地域にはまだまだ課題が山積みです。例えばニートとか引きこもりに対する支援策が少ないし、多重債務、借金の問題、家計管理の問題、お金があるけれども使っちゃうとか、そういう方たちへの支援策というのはまだまだ十分とは言えないと思います。</p> <p>今、社会福祉課も千葉県弁護士会と連携しながら、法律相談をやって、多重債務の整理だとか、離婚前の養育費だとか、親権の相談だとか、DVで避難した方の離婚の問題だとか、そういったことを相談するために法律相談を実施していますが、そういったさまざまな資源を組み合わせながら、問題が解決できるような仕組みをつくっていくということがこれから求められてくるんじゃないかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ今、生活困窮者自立支援事業の推進について、説明がありましたが、このことでご質問やご意見などございますか。</p>
渡邊委員	<p>実際の就労につながったケースというのは、年間で何件ぐらいなんですか。</p>
社会福祉課	<p>年間で、昨年度の実績でいうと70件ほどが就労につながっています。</p>
渡邊委員	<p>いわゆる制度のはざまに落ちる人たちという、いろいろな状況が書いてあるんですけども、つながりやすい状況と、就労までつながりづらいだろうなという、その問題があるんですけども、そのあたりで、例えば、就労問題につながらなかったときの、その次の手というのは何かあるんですか。</p>
社会福祉課	<p>就労につながらない方のほとんどというのは、恐らく、障害がある、知的にボーダーだったりとか、精神障害があるけれども認識はしていない。要は、障害者の就労支援にも結びつかない、障害者の雇用にもいかない、けれども一般のほうでは難しいという方がほとんどなんです。そういう方たちに関しては、まず現実問題、なかなか就職できないんです。でも本人はすごく就労のイメージがあって、システムをつくるような仕事がしたいとか、そのギャップがすごくあるわけです。それを埋めていく作業が大変です。</p> <p>策としては、職業訓練にまずは行ってもらって、例えばパソコンの職業訓練、3カ月やってとか、ヘルパーの資格をとるのに3カ月学校に行ってもらってとか、そういう中で少しずつ、まずどこか1つの学校に毎日通って、いうのもすごく大変なんですけれども、かなりスキルアップにはなるんです。そういうところからやってもらって、次のステップに結びつけていくとか、そういった手段を講じています。</p>
吉武会長	<p>生活保護はかなり厳格な基準がありますから、そこより少し上だと基本的に支援は受けられない。社会福祉協議会が無利子で貸し付けする生活福祉資金制度がありますが、融資だけではないかんともしがたいというのは多分にあります。</p> <p>また、生活保護担当は、ケースワーカーがほとんどの生活保護の実務に非常に忙しい状態で、とてもそこまで手が回らないということですから、そういう意味では相談体制ができた。</p>

吉武会長	<p>それからもう1つは、住宅の施策というのは日本では非常に弱いと感じます。社会保障というのはかなりできているんですが、社会保障関連分野で、最も弱いのは住宅じゃないかと思います。それは国民性もあって、これまでは、持ち家志向が高かったため、自分で住宅金融公庫の融資で住宅を確保してきた時代でした。融資施策ということです。融資施策で対応できるというのは、ある程度自己資金があって、経済的な自立性がかなり高い人です。お金を借りても住宅を確保できない人はどうしたら良いのかというところ、政策としてはずっと欠けてきたんだらうと思います。多分、今でも欠けていると思います。</p> <p>日本はこの融資施策の仕組みで来ましたから、正規雇用の問題が起きて、派遣とか不安定な就労につく若者の増加や、住宅の問題が同時に起きて、リーマン・ショックのような経済的な破綻が日本に及んできたときに何が起きたかということ、仕事がなくなること、住宅がないという、そういう世代が若者を中心に出てきたということです。</p> <p>都市高齢化に伴い、所得もかなり分散してきますから、所得が低い人たちへの施策としては、多分、居住というのは最大の眼目になるだらうと思います。住宅の対応がきちんとできれば、例えば社会保障なり福祉サービスのところにもっといろいろなことができる。つまり、住宅問題も含めて、社会保障の分野で引き受けざるを得ないということです。</p> <p>生活困窮者自立支援制度が始まった背景には、住宅問題も注目されているのではないかと思います。</p>
会長	事務局から何か連絡事項はありますか。
事務局	<p>本日は貴重なご意見、ありがとうございました。</p> <p>本日お話ができなかったこと、後日気がついた点、その他ご意見やご質問などございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。</p> <p>本日はありがとうございました。事務局からは以上です。</p>
会長	<p>それでは、これを持ちまして、平成28年度健康福祉総合計画推進協議会を閉会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中ありがとうございました。</p>